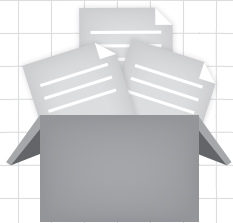


## 『 脱退者持分の払戻しについて 』



Q

当組合は3月に決算期を迎えますが、年度末での脱退者がおり、持分の払戻しの事務処理を行うこととなりました。持分の払戻しの処理について教えてください。

A

脱退した組合員の持分は、その脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって算定されます。(中小企業等協同組合法第20条)  
組合財産の額は、通常総会における決算承認によって、はじめて確定することとなるため、持分払戻請求権の行使は通常総会后となります。

また、持分の払戻額やその算定方法は、下記のように、組合の定款で規定されています。

※ここでは、出資額限度による払戻しを規定している事業協同組合を例に取り上げます。

★持分の払戻額について、多くの組合で採用されている定款の規定は次のとおりです。

(脱退者の持分の払戻し)

第〇条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

★また、持分の算定方法について、多くの組合で採用されている定款の規定は次のとおりです。

(持分)

第〇条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。  
2 持分の算定に当たっては、〇〇円未満の端数は切り捨てるものとする。

※組合が不動産や有価証券等の資産を有する場合は「時価評価」することとなります。

持分払戻しの計算例（※出資1口10,000円、脱退者の出資口数が10口の場合）

$$\text{脱退者持分} = \text{払戻持分対象金額合計} \times \frac{\text{脱退者出資口数}}{\text{期末出資口数} + \text{脱退者出資口数}}$$

持分額 > 出資額の場合 → 出資額の払戻し

1. 年度末の処理：脱退者の出資金を未払持分に振替  
出資金100,000 / 未払持分100,000
2. 持分払戻し計算（※純資産合計が1,500,000円の時）  
出資1口の金額 10,000円  
期末出資口数 90口  
脱退者出資口数 10口  
貸借対照表上の出資金 900,000円  
脱退者出資金（未払持分） 100,000円  
払戻持分対象金額合計（純資産合計 + 未払持分）  
1,500,000 + 100,000 = 1,600,000円  
1,600,000円 × 10 / 100 = 160,000円となりますが、出資額限度のため、100,000円となります。
3. 総会終了（決算確定）後の組合員に支払う際の処理  
未払持分100,000 / 普通預金100,000

持分額 < 出資額の場合

→ 出資額より少ない持分額を払戻し

1. 年度末の処理：脱退者の出資金を未払持分に振替  
出資金100,000 / 未払持分100,000
2. 持分払戻し計算（※純資産合計が500,000円の時）  
出資1口の金額 10,000円  
期末出資口数 90口  
脱退者出資口数 10口  
貸借対照表上の出資金 900,000円  
脱退者出資金（未払持分） 100,000円  
払戻持分対象金額合計（純資産合計 + 未払持分）  
500,000 + 100,000 = 600,000円  
600,000円 × 10 / 100 = 60,000円となります。
3. 総会終了（決算確定）後の組合員に支払う際の処理  
未払持分100,000 / 普通預金60,000  
/ 出資金減少差益40,000